

三条市水道料金徴収等業務委託公募型プロポーザル方式募集要領

次のとおり公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）を行うので、参加を希望する場合は、プロポーザル方式参加申込書に必要書類を添付の上、提出してください。

1 委託業務概要

(1) 委託業務名

三条市水道料金徴収等業務委託

(2) 業務執行場所

三条市給水区域全域

(3) 委託業務の内容

ア 受付業務（電話、来所者等への対応）

イ 検針業務（再調査を含む。）

ウ 検定期限満了水道メーター交換業務（取替作業を除く。）

エ 調定及び更正業務

オ 収納・滞納整理業務

カ 精算業務

キ 開閉栓業務

ク 給水停止業務

ケ 給・配水施設等の技術的（給水装置の漏水、濁り水等を含む。）な不具合、事故等（以下「給水施設等の不具合」という。）に関する初期対応

コ 給水装置工事等管理業務

サ 水道管近接工事立会等業務

シ 漏水調査業務

ス その他アからシに附帯する業務であって、上下水道課が必要に応じ指示する業務

(4) 委託期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(5) 準備期間

契約締結日から業務委託開始日までの期間は準備期間とし、当該期間に関する経費は、受託者の負担とします。

(6) 本件委託業務に係る委託料の上限額

（令和5年4月1日から令和10年3月31日まで）

427,300,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

（内訳）

年次別委託料の上限額

令和5年度 85,460,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

令和6年度 85,460,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

令和7年度 85,460,000円(消費税及び地方消費税を除く。)

令和8年度 85,460,000円(消費税及び地方消費税を除く。)

令和9年度 85,460,000円(消費税及び地方消費税を除く。)

この金額は、契約(予定)金額を示すものではありません。また、提案見積金額はこの上限額を超えてはならないものとします。

(7) 提案見積金額

提案見積金額は、本件委託業務全体の5年間に要する費用(消費税及び地方消費税抜き)を積算し、提案見積書(様式第6号)により提出してください。

また、積算内訳書(様式第6号 別添)も同封してください。

(8) 契約保証金

免除

2 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、2者以上による共同企業体で、共同企業体の全ての構成員が次の第1号から第5号までの条件を、共同企業体の構成員のいずれかが第6号から第9号までの条件を満たすものとします。

また、共同企業体の構成員は、業務委託に関して当該企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとし、共同企業体の構成員は、他の企業体の構成員として本件公募型プロポーザルに参加することはできません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に基づき、公告日から契約日までの間において、普通地方公共団体から指名停止を受けていないこと。
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 国税及び地方税に滞納がない者であること。
- (4) 個人情報情報の漏えい、滅失、き損又は改ざんの防止、その他個人情報情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。
- (5) 三条市暴力団排除条例(平成23年条例第20号)第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (6) 三条市内に本社、本店又は主たる事務所を有する法人であること。
- (7) 水道料金徴収業務について過去に3年以上の受託実績を有し、かつ当該業務委託の目的達成に必要な従事者を配置できる者であること。
- (8) 常時雇用関係があり、かつ公共料金徴収業務について3年以上の実務経験を有する業務責任者を配置できる者であること。
- (9) 常時雇用関係があり、かつ給水装置工事主任技術者又は給・配水施設等の維持管理について5年以上の実務経験を有する者を配置できる者であること。

3 実施方法

(1) 審査委員会の設置

プロポーザルにおける審査及び最終受託候補者を選定するため、水道料金徴収等業務委託事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し審査します。

(2) 実施日程

プロポーザルによる受託候補者の選定は、次の日程により実施します。

	内 容	実 施 日
1	参加募集の公告	令和4年9月22日（木）
2	参加申込書等の提出期限	令和4年10月6日（木）
3	審査委員会による参加資格の審査	令和4年10月上旬
4	参加資格審査結果通知	令和4年10月上旬
5	提案書等の作成に必要な資料の閲覧期間	令和4年10月上旬
6	業務提案書等の作成に係る質問書の提出期限 （質問書は、電子メールのみでの受付とします。）	令和4年10月20日（木）
7	業務提案書及び提案見積書の提出期限	令和4年10月28日（金）
8	業務提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリング	令和4年11月中旬
9	審査委員会による審査及び最終受託候補者の選定	
10	最終受託候補者の決定	令和4年11月中旬
11	選定結果の通知	令和4年11月中旬
12	契約内容に関する詳細打合せ	令和4年11月下旬～
13	契約締結	令和4年12月上旬
14	受託者引継ぎ	令和5年1月上旬～ 令和5年3月31日（金）
15	業務開始	令和5年4月1日（土）

※ 注意点

- 1 提出期限における受付時間は、いずれも午後4時までとします。
- 2 書類等の提出方法及び連絡方法は、各項目所定の方法で行ってください。
- 3 持参以外の方法で書類等を提出する場合は、事前に上下水道課業務係に連絡をお願いします。

4 参加申込手続等

参加申込みをされる事業者（以下「参加申込事業者」という。）は、「プロポーザル方式参加申込書（様式第1号）」に必要書類を添付の上、提出期限までに提出してください。

(1) 参加申込書の入手方法

三条市ホームページからダウンロードしてください。

<http://www.city.sanjo.niigata.jp/>

(2) 提出書類

ア 会社等概要関係書類（構成員全て）

資本金、所在地、業務内容、従業員数、社歴、営業所等が確認できるもの

- イ 財務状況関係書類（構成員全て）
直近2か年の各会計年度における決算関係書類（貸借対照表及び損益計算書）
- ウ 労働条件関係書類（構成員全て）
労働関係に基づく各種規則や協定の整備状況が確認できるもの
 - a 就業規則
 - b 労働基準法第36条の時間外及び休日労働に関する協定書
- エ 会社・法人の登記事項証明書（三条市内に本社、本店又は主たる事務所を有する構成員のみ）
- オ 類似業務受託実績表（様式第4号）（受託実績を有する構成員のみ）
- カ 類似業務受託実績を証する契約書の写し又は実績を証明できる書類（受託実績を有する構成員のみ）
- キ 国税及び地方税に滞納がないことの証明書（証明年月日が申請書提出日以前3か月以内のもの、構成員全て）
- ク 共同企業体協定書（写）
- ケ 暴力団等の排除に関する誓約書（様式第13号）

(3) 提出期限

令和4年10月6日（木）午後4時まで

(4) 提出先

三条市上下水道課業務係

(5) 提出方法

持参又は郵送（宅配便）とします。郵送等の場合は提出期限内必着とします。

(6) 参加資格審査結果通知

参加申込事業者の参加資格を審査の上、「プロポーザル方式参加要請書（様式第2号）」又は「プロポーザル方式参加資格審査結果通知書（様式第3号）」で通知します。

5 資料の閲覧

プロポーザルへの参加要請を行った事業者（以下「参加事業者」という。）に対し、業務提案書及び提案見積書（以下「提案書等」という。）の作成に必要な資料の閲覧を「プロポーザル方式参加要請書（様式第2号）」により日時等を指定し実施します。

なお、閲覧は3人以内とし、指定日時以外の資料閲覧は認めないものとします。

また、当日参加しなかった場合は、資料閲覧の必要がないものとみなします。

6 提案書等の提出

参加事業者は、プロポーザルの実施にかかる提案書等を作成の上、提出期限までに提出してください。

(1) 提出期限

令和4年10月28日（金）午後4時まで

(2) 提出場所

三条市上下水道課業務係

(3) 提出方法

提出方法は、当該事業者による持参を原則とします。持参以外の方法で書類等を提出する場合は、三条市上下水道課業務係に連絡をお願いします。

なお、電子媒体又はファクシミリでの提出は認めません。

(4) 提出部数

- ア 業務提案書（様式第5号）
 正本1部、副本9部
- イ 提案見積書（様式第6号、様式第6号 別添）
 1部

(5) 業務提案書の内容

業務提案書の記載内容については、次の章立てに沿い、作成してください。

- ア 会社概要
- イ 財務状況（直近2か年の会計年度における貸借対照表及び損益計算書）
- ウ 受託実績
- エ 業務体制及び業務執行計画
- オ 地域貢献（地元雇用・地元経済）に対する考え方
- カ 窓口受付業務に対する考え方
- キ 収納業務・滞納整理業務に対する考え方
- ク 入金整理及び口座振替業務に対する考え方
- ケ 検針及び再調査業務に対する考え方
- コ 開閉栓業務に対する考え方
- サ 中止精算業務に対する考え方
- シ 日直業務に対する考え方
- ス 給水施設等の不具合に関する初期対応への考え方
- セ 給水装置工事等管理業務に対する考え方
- ソ 水道管近接工事立会等業務に対する考え方
- タ 漏水調査業務に対する考え方
- チ 研修体制に対する考え方
- ツ 個人情報保護に対する考え方
- テ 防災、災害及び緊急時等危機管理に対する考え方
- ト その他の業務提案
- ナ 災害発生時における応援体制に対する考え方

(6) 業務提案書の作成形態

業務提案書は日本語表記、日本工業規格A4版縦置き横書き左綴り袋とじとし、表紙には「業務提案書（様式第5号）」を使用し、正本には事業者名及び提出日を、副本には提出日及び通し番号を記入してください。

また、業務提案書には目次を添付し、ページ番号を付してください。

(7) 注意事項

業務提案書に事業者名は記載しないでください。また、業務提案書の内容に金額は

記載しないでください。

(8) 提案見積書

「提案見積書（様式第6号）」には、「提案見積に係る積算内訳書（様式第6号 別添）」を添付し、業務提案書とは別に厳重に封かんの上、1部提出してください。

(9) その他

提出された提案書等の返却はいたしません。

なお、提案書等の作成に要する費用は参加事業者の負担とします。

7 業務提案書等の作成に係る質問の受付等

(1) 提案書等作成に係る質問がある場合は、「プロポーザル方式参加に関する質問書（様式第7号）」により質問内容を電子メールで提出してください。

(2) 提出期限は、令和4年10月20日（木）午後4時までとします。

(3) 質問に対する回答については、電話及び口頭による個別の対応は行わないものとします。なお、全ての参加事業者に対し、全ての質問に対する回答を、電子メールにより行います。

8 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

(1) 日時及び場所は、「プレゼンテーション及びヒアリング参加要請書（様式第8号）」により通知します。

(2) プレゼンテーションは30分以内とし、その後、ヒアリングを20分程度行います。

(3) 実施方法は、自由形式とします。

なお、電子機器を用いて行うことができますが、スクリーン以外は、参加事業者において用意してください。

また、参加事業者が判明するもの（服装、名札等を含む。）は除いてください。

(4) 提案書提出時に添付していない資料等を新たに提出することはできません。

(5) 出席者は、業務提案書の内容を熟知している者3人以内とし、「プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（様式第9号）」により報告してください。

9 プロポーザルの審査方法及び最終受託候補者の決定方法

審査委員会は、評価基準に基づき、参加事業者ごとに評価及び採点を行い、評価基準総合点が最も高い者を最終受託候補者として選定します。

10 選定結果の通知

(1) 最終受託候補者として選定した事業者には、「プロポーザル方式選定結果通知書（様式第10号）」を、選定されなかった事業者には、「プロポーザル方式選定結果通知書（様式第11号）」を送付します。

(2) 選定されなかった事業者は、結果通知書到着後7日以内に限り、その結果について書面により説明を求めることができます。

なお、当該事業者の合計評価点及び順位に限り書面にて回答することとし、他の事業者の審査結果についての回答は一切いたしません。

11 選定結果の公表について

(1) 公表の方法

三条市ホームページに掲載します。

(2) 公表の時期

参加事業者へ選定結果を通知した後、速やかに公表します。

(3) 公表の項目

ア 参加事業者名（名称、所在地）

イ 審査経過

ウ 選定結果

 a 参加事業者名

 b 最終受託候補者名（名称、所在地）

 c 最終受託候補者提案見積金額

エ 委託期間

12 企画・提案に瑕疵がある場合

プロポーザルにおいて、参加事業者の提出書類、参加資格等に瑕疵があることが判明した場合又は提出書類を提出期限内に提出しなかった場合は、審査委員会でその取扱いについて決定します。また、当該参加事業者に、その瑕疵についてのヒアリングを行う場合もあります。

なお、その瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なうと認められる場合は、既に決定した事項を取り消す場合もあります。

13 最終受託候補者の特例

最終受託候補者が契約締結までの間にプロポーザルへの参加資格を有しなくなった場合には、審査委員会において評価基準総合点が次順位の者を新たな最終受託候補者として選定することができるものとします。

14 各関係法令等の遵守

参加事業者は、プロポーザルへの参加により、本件公募型プロポーザル方式の募集要領を遵守することを誓約するものとみなします。

なお、参加事業者が各関係法令等に違反した場合は、前項の企画・提案に瑕疵がある場合に準じて取り扱うこととします。

また、契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書（別途指示）」を提出していただきます。

15 書類提出先及び問合せ先

三条市上下水道課業務係

住所：〒955-0192 三条市荻堀 830 番地 1

電話：0256-46-5900

FAX：0256-46-4940

電子メール：jogesuido@city.sanjo.niigata.jp